ロ　説明会の開催年月日時及び場所
ハ　信用協同組合電子決済等取扱業者は当該申請をしようとする者に対し説明会の開催日（二以上の説明会を開催する場合には、その最後の説明会の開催日）から一定の期間内に意見書を提出しなければならない旨
三　前号ハの一定の期間が、二週間を下らないものであること。
2　法第六条の五の十二第三項に規定する結果を記載した書類には、次に掲げる事項の全てを記載しなければならない。
一　全ての説明会の開催年月日時及び場所
二　全ての信用協同組合電子決済等取扱業者の説明会への出席の有無
三　全ての信用協同組合電子決済等取扱業者の意見書の提出の有無
四　提出を受けた意見書における異議の記載の有無
五　提出を受けた意見書に法第六条の五の十二第一項第八号に規定する異議に該当しない異議の記載がある場合には、その旨及び同号に規定する異議に該当しないと判断した理由
3　前項の書類には、信用協同組合電子決済等取扱業者から提出を受けた全ての意見書を添付するものとする。
4　業務規程等の交付若しくは送付又は意見書の提出については、当該業務規程等又は意見書が電磁的記録で作成されている場合には、電磁的方法をもって行うことができる。

（業務規程で定めるべき事項）
第百十条の六十六　法第六条の五の十三第八号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。
一　紛争解決等業務を行う時間及び休日に関する事項
二　営業所又は事務所の名称及び所在地並びにその営業所又は事務所が紛争解決等業務を行う区域に関する事項
三　紛争解決等業務を行う職員の監督体制に関する事項
四　苦情処理手続（法第六条の五の十二第一項に規定する苦情処理手続をいう。第百十条の七十二において同じ。）又は紛争解決手続（同項に規定する紛争解決手続をいう。第百十条の六十九、第百十条の七十四第二項及び第百十条の七十五において同じ。）の業務を委託する場合には、その委託に関する事項
五　その他紛争解決等業務に関し必要な事項

［条を加える。］

（指定申請書の提出）
第百十条の六十七　銀行法第五十二条の六十三第一項の指定申請書は、業務規程等を交付し、又は送付した日から起算して三月以内に提出しなければならない。

［条を加える。］

（指定申請書の添付書類）
第百十条の六十八　銀行法第五十二条の六十三第二項第五号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる書類とする。
一　法第六条の五の十二第一項の申請の日の属する事業年度の直前の事業年度の貸借対照表、収支計算書若しくは損益計算書及び当該事業年度末の財産目録又はこれらに準ずるもの（同項の規定による指定を受けようとする者（第三項において「申請者」という。）が当該申請の日の属する事業年度に設立された法人（同条第一項第一号に規定する法人をいう。第百十条の七十三第三項第三号において同じ。）である場合には、その設立時における財産目録又はこれに準ずるもの）
二　法第六条の五の十二第一項の規定による指定後における収支の見込みを記載した書類
2　銀行法第五十二条の六十三第二項第六号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる書類とする。
一　第百十条の六十五第一項第二号の規定により全ての信用協同組合電子決済等取扱業者に対して交付し、又は送付した業務規程等

［条を加える。］